湖西市建設業関連業務総合評価落札方式試行要領

平成27年3月31日 告示第109-6号

(趣旨)

第1条 この要領は、湖西市が発注する建設業関連業務において、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、 価格その他の条件をもって落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

- 第2条 総合評価落札方式の対象となる建設業関連業務は、次の各号のいずれかに該当する業務委託であって、湖西市建設業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)が適当と認めるものとする。
 - (1) 入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等(以下「技術等」という。) によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められる業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか総合評価落札方式に適合すると認められる業務 (学識経験者への意見聴取)
- 第3条 総合評価落札方式の試行にあたり、政令第167条の10の2第4項及び第5項の規 定により、次に掲げる場合は、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければなら ない。
 - (1) 価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めようとするとき。
 - (2) 前項の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を 決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴 くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において、 当該落札者を決定しようとするとき。

(入札公告及び入札通知)

- 第4条 総合評価落札方式を実施しようとするときは、別に定めがあるもののほか、 次に掲げる事項について公告又は通知するものとする。
 - (1) 総合評価落札方式であること
 - (2) 落札者決定基準
 - (3) その他必要な事項

(落札者決定基準)

- 第5条 総合評価落札方式を行おうとするときは、落札者決定基準を策定するものとする。
- 2 落札者決定基準は、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第6条 評価基準は、評価項目及び得点配分を定めるものとする。

2 評価基準は、業務の特性等に応じ、定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 評価は、評価項目に応じて与えられる技術評価点と予定価格に対する入札価格の割合に応じて算定された価格評価点(この場合において、技術評価点に対する価格評価点の割合は業務の特性等に応じて定める。)を加算した数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(落札者の決定方法)

- 第8条 落札者は、次の各号のいずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者
 - (2) 入札に係る技術等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしている者
- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 3 評価値の最も高い者が、落札者となることを辞退した場合には、第1項の各号のいずれにも該当する入札者のうち、落札者として決定されなかった者を除き評価値が最も高い者(以下、「次順位者」という。)を落札者と決定する。この場合において、次順位者が2者以上あるときは、当該次順位者にくじを引かせて落札者を決定する。

(情報の公開)

- 第9条 前条の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく、次に 掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。
 - (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
 - (2) 各入札参加者の入札価格
 - (3) 各入札参加者の入札の評価の状況

(提案内容の保護)

第10条 提案書に記された内容は提案者の知的財産であり、その取り扱いに留意しな

ければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。